

事 務 連 絡

令和2年2月28日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官
(子ども・子育て支援担当)

企業主導型保育施設における新型コロナウイルスへの対応について

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスについては、当面の考え方として「企業主導型保育施設における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月14日付け事務連絡）」に基づき対応いただいているところです。

今般、本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省又は浙江省に滞在歴がある外国人及びこれらの省で発行された同国旅券を所持する外国人に加えて、2月27日午前0時から、本邦への上陸の申請日前14日以内に大韓民国大邱広域市又は慶尚北道清道郡に滞在歴がある外国人及びこれらの地域で発行された同国旅券を所持する外国人についても上陸拒否の対象となったことなどを踏まえ、上記事務連絡を廃止し、新たに厚生労働省より発出された別添の「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月27日現在）（令和2年2月27日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）」の別紙のとおりとしますので、趣旨を御理解の上、御対応いただきますようお願いいたします。

なお、これらの地域から帰国した子どもや職員（以下「子ども等」とする。）がいるかどうかに関わらず、保育所等における新型コロナウイルスへの対応に

については、別添事務連絡に加え、「企業主導型保育施設における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月26日付け事務連絡）などでお示ししている留意点などを徹底していただき、引き続き企業主導型保育施設における感染拡大の防止に努めていただくようお願いいたします。

つきましては、企業主導型保育事業実施者へ御周知いただきますようよろしくお願いいたします。